

インドの負債契約労働者 (Bonded Labour) について

——ビハール州の例より——

小山義則

I 問題の所在

インド社会の底辺に位置する指定カースト・指定部族・その他の後進階級の人々は、後進諸階級運動の名の下で、身分向上を図る運動を開拓して来た。しかし首尾よく身分向上に成功した集団は、教育・経済・社会・政治などの便宜を都合よく得られる都市在住者に多く、地方の農村社会に生きる人々にはこれらの便宜がどれほど得られたか疑問が残る。人口の8割強が農村に住んでいることを考えれば、農村在住者の動きを分析することが、後進諸階級運動の研究に無関係とは言えない。またビハール州の後進諸階級運動で取り上げられる集団は、その他の後進階級の範疇に入る人々がほとんどで、指定カースト・指定部族の動きを分析したもののは皆無に等しい。それ故、本論はまず第一に右の二つの条件を満すべき、指定カースト・指定部族出身の農民を中心に、独立後の彼らの動きを分析するものである。

年々都市化が進み、人々の都市流入が激しく、農業離れが浸透していることは、都市の人口増加を見れば明らかであるが、ビハ

表I ビハール州の農業人口		
年	1961	1971
自作農民	54%	43%
農業労働者	23%	39%
合計	77%	82%

(出所) Alexander, 1979, p. 13 より作製

ール州では61年と71年の10年間で見る限り、農業就業人口が増加している。しかも自家農民数が⁽³⁾11%減少したのに対し、農業労働者数は16%増加している。⁽³⁾農業労働者数の増加は一方に農民の土地離れを、他方に地主への土地の集積を示すものであり、他の資料はこの事実を物語っている。推定世帯の約84%は5エーカー未満しか土地を持たず、5エーカー以上の土地持ち世帯(約6%)が全地の66%を所有している。それ故零細農民・農業労働者が生計を立てるため地主に依存する割合は増すことになり、この事は別の資料から明白になる。一エーカー未満の土地を借りる世帯は約90%に達し、その内その土地に対して占有権を有す世帯は約18%にすぎない。しかも世帯の約54%は年収六百ルピーにも満たず、農業労働者世帯の約45%は負債を負って⁽⁵⁾いる。

じれらの事からルドア (Ruda, A.) は、「様々な義務で特定の雇用主に束縛され、その雇用主が自由労働者の雇用主でないない、封建主義の特徴であり、その様な封建主義の特徴は被雇用労働者により耕作される農地に存続し続ける」と憂いの念を表わした。⁽⁶⁾ しかしプラサド (Prasad, P. H.) は今日ある生産関係を半封建的 (semifeudal) と呼ぶ、その特徴を次の様に規定した。(1) 土地所有関係を通じて、地主層が中間の農民層や貧農民層を社会・経済的に支配するひとであり、(2) 地主層が自ら肉体労働を回避するひとで社会的威信を保つ所にある。それ故、地主層は土地を小作人や貧農に貸し、土地を管理するだけで生計を立てていたが、中間の農民層が自立し、他人に労力を提供することを嫌うようになると、地主層は労力の供給を貧農に頼ることになり、金や現物を前貸として、彼ら貧農を負債者にするのみならず、返済の不履行を理由に土地を没収し、非公式に契約を結ばせて、労力の確保に努めた。それ故、負債契約労働者の出現は、半封建的生産関係が衰退する過程で生じたとプラサドは見て いる。⁽⁷⁾

確かに、先の統計や農業労働者の負債はプラサドの説を十分裏づけるものではあるが、何故農業労働者が負債を負うか、その結果どの様な生活を強いられるかは、不明確である。それ故、本論では第二に彼ら負債契約労働者の出現理由と彼らの実態をも分析するものである。

II 負債契約労働者の数

一九七一年に施行された契約労働の規制及び廃止に関する法律 (Contract Labour Regulation & Abolition Act) はある条件下での契約労働を廃止すると共に、雇用契約を規制するものであった。この法律の実施後、各地で契約労働者の実態が集中的に調査され、76年には全面的に負債契約労働制廃止法 (Bonded Labour System Abolition Act) が施行された。その結果一九八〇年12月までに一二万九四六人の負債契約労働者が判明し、解放された。その内九万五四七三人には更生のため土地や家畜が支給されたことになっている。この救済措置は今後も継続して行われるようであるが、負債契約労働者の問題の根は深い。

80年の中央政府の報告についても様々な問題点がある。まず政府は負債契約労働者の実数を把握していない。例えば、76年12月までは8州に及ぶ六万二三〇〇人が確認され、五万五八三人が解放されたことになっている。

ところが、一年後の資料によると、デリー直轄領も加えた9州の総数は判明者数一四万七

表II 負債契約労働者の動向

州名	判明者数	解放者数
アンドラ・プラデーシュ	826	826
ビハール	581	581
カルナータカ	33,584	27,195
マディヤ・プラデーシュ	243	243
オリッサ	285	143
ラージャスター	4,974	4,974
タミール・ナード	2,602	2,416
ウッタル・プラデーシュ	19,205	19,205
合計	62,300	55,583

(出所) M. K. T. 1976, p. 1983

万四七三三人、更生者数は三七三七人にのぼっている。⁽¹⁰⁾ この一年間(76~77年)の変動は判明者数で八万五五一八人の増加があり、確認作業が全州に及べる當然ぼう大な数に昇ることが予想される。80年の報告は州別の数がないため確認作業がどの州でなされたのか不明である。第二に判明者数・解放者数・更生者数にすればあることである。76年の資料では六七一七人が判明しても解放されず、80年の報告では実に二万五四七三人(約21%)が救済措置を講じられないままである。また救済措置が不適切な場合もある。例えば、ビハール州では76年五八一人の負債契約労働者が解放されたが、全てバラマウ(Palamau)県の出身で、彼らに土地や家畜が政府及び国際赤十字社から支給され、一人当たりの支給額は土地を除いて四千ルピーにも達した。⁽¹¹⁾ しかし土地を支給された三七六人の中には不毛の土地を与えられたり、村から遠すぎて耕作できなかつた場合もある。⁽¹²⁾

この様に見てくると、政府の対応措置は必ずしも満足の行くものではないことが分る。負債契約労働者は州により呼称も異なるが⁽¹³⁾、今日でも存在することは確かである。

III ビハールの農業史

ビハール州はU・P州に次ぐ大きな州で、面積は一七万三八六平方キロ、人口は六九八二万三一四五人を数え、一平方キロ当たりの人口密度は四〇二人である。⁽¹⁴⁾ 地理的には3つの領域に分れ、北部は州領土の半分以上を占め、インドの北部平原の一部を構成

する沖積地でガンジス川により2つの部分に分けられる。川の北に横たわる一帯は北ビハール平原と呼ばれ、面積は二万四一三平方マイル(34%)である。川の南に横たわる一帯は南ビハール平原と呼ばれ、一万五八五七平方マイル(23%)の面積を有する。

第三の三万九二六平方マイル(43%)にわたる州南はチヨーダー・ナグプール(Chotanagpur)の台地を形成している。行政県を地理的区分に対応させねば、サラン(Saran)・チャンパラン(Champaran)・マザファルプル(Mazaffarpur)・ダルベンガ(Darbhang)・サハルサ(Saharsa)・プルネア(Purnea)の各県は北ビハール平原にあり、チャバド(Sahababad)・ガヤ(Gaya)・ペトナ(Patna)・モンギール(Monghyr)・ナーランダ(Nalanda)の各県は南ビハール平原に位置している。バラマウ(Palamau)・ランチ(Ranchi)・サンタル・ペルガナ(Santal Pargana)の各県は州南の丘陵地に位置している。稻作が全県で行われるが、他の穀物も各県で栽培され、主な穀物は小麦・トウモロコシ・豆類である。小麦は主に北ビハール平原で栽培され、豆類は南ビハール平原に集中している。

一人当たりの年収は七七三ルピーで、全人口の55%は一日の摂取カロリーが二四〇〇に満たない貧困ライン以下にあり、農業労働者の内で指定カードが占める比率は、ガヤ県(73%)・バラマウ県(58%)・ペトナ県(53%)・サハバード県(52%)で半数以上を構成し、貧困にあえぐ指定カードの人々が浮き彫りにされる。⁽¹⁵⁾

独立後、ビハール政府は貧農民を活性化するため、農業改革を

推進し、様々な法律を施行して来た。47年のザンダーリー制の廢止法案 (Bihar Abolition of Zamindari Bill) は、その最初の試みだった。しかしこの法案は中央政府のめぐらしく議論され修正を求められた。49年に土地改革法案 (Bihar Land Reforms Bill) と改名され、ペトナ高裁で合法性を問われたが、52年やハーバード高裁も承認し、土地改革法 (Bihar Land Reforms Act) として施行された。この法律の主旨は、(1)ザンダーリー呼ばれる大地主の、土地に対する利権を州に返還せしめ、州政府が州内の全地の所有者であることを確認し、(2)租税徴集の際に介在する中間保有者 (Intermediaries) を廃し、農民から直接租税を徴集し、州の財政を潤やすことだった。所有者の不明な土地を政府は没収し競売にかけることになったが、各県の土地台帳は不明瞭で、登記記載事項には50年も以前のものがあるなど、記録が不適切なため、土地改革法はザル法と化した。しかも54年の修正法 (Bihar Act XX) は2年前に廢止したはずの中間保有者の存在を承認するものであった。

その後、政府は55年に田大地主の所有額を制限する農地制限法案 (Bihar Agricultural Lands Ceiling & Management Bill) を審議し、農民への余剰地の分配を計画した。この法案は上限設定法とも呼ばれ、法案の推進者の一人であったサハイ (Sahay, K. B.) はビハール人口の86%が農業就業者で、その内30%が土地なし農業労働者であると想定し、彼らに土地が配分されればビハールの農業生産が増大すると考えた。5人家族を基本単位として、

上限を地味に応じ30~50エーカーと決め、家族成員が一人増すにつれて、8~12~15エーカーの割増しを考え、全体で3100エーカーを越えることになった。しかしかかるの法案が61年に修正され、土地改革法 (Bihar Land Reforms, Fixation of Ceiling Area & Acquisition of Surplus Land Act) と改名されて施行された。この法律は土地の地味に応じて五段階の評定評価を行い、55年の漠然とした評定額を精密にするものであった。一等の低流域灌漑地は20エーカーまでを個人所有の許容地と定め、以下二等の高地域灌漑地、三等の果樹・園芸地、四等の河川付近の沖積・洪積地、五等の丘陵・砂地と移るに従って、10エーカーずつ許容地を増加した。この法律で一個人の最大許容地は二百エーカーとなり、それを超過する土地は没収されることになった。ところが61年の法の施行後、12か月以内で所有者は土地を子孫に譲渡することが許され、

表III ビハール州全体の所有関係

所 有 量 (エーカー 当り)	世帯比率	全地に對する比率
0.00	21.71	0.00
0 ~ 0.5	14.00	1.14
0.5 ~ 1.0	10.60	2.78
1.0 ~ 2.5	18.86	10.99
2.5 ~ 5.0	17.60	21.73
5.0 ~ 7.5	7.62	15.79
7.5 ~ 10.0	3.57	10.63
10.0 ~ 12.5	2.38	9.13
12.5 ~ 15.0	1.06	4.99
15.0 ~ 20.0	1.17	6.86
20.0 ~	1.43	15.96
	100	100

(出所) Dandekar & Rath. 1971, p. 110
より作製

インドの負債契約労働者 (Bonded Labour) について

上限設定の主旨は骨抜きにされた。様々な法の施行にもかかわらず、表Ⅲが示す如く、地主が法律を都合よく扱い、地主は超過地を子孫のみならず召使いにも偽装譲渡 (Benami) して総所有地を隠した。10エーカー以上の土地持ち世帯は全体で約6%にすぎないのに、全地の約37%を占めるあり様である。更に農業労働者の土地占有権を抑制して、毎年耕地の割変えをしたり、超過地をボーダン (Bhoodan) 運動に寄付したと申告して、免税措置の獲得を画策する地主も現われた。独立から約20年間の農業改革は実際の耕作者が耕作していた土地の所有権を失つたばかりか、皮肉にも所有権を犯されない地主の農地で働かれる破目に陥つた。

70年代に入ると、政府はやっと本格的に貧農民の救済に乗り出し、70年に小作法 (Bihar Tenancy Amendment Act) を施行した。この小作法は一八八五年の法律の第四八条と第百八条を修正し、土地の利権・租税にまつわる係争事件を従来の刑事法廷から民事法廷に移し、小作人の土地占有権を保護するものだった。小作人は連続して12年間一箇所で耕作していれば、自動的に占有権が与えられることになったが、灌漑地で5エーカー、その他の地で10エーカー以上を保有することは許されず、地主が盲人・レプラー・中風などの疾患者であれば、この土地に対する占有権は無効とされた。74年には金融業者の登録営業制を強化する金融業者法 (Bihar Moneylenders' Act) を施し、その条文で負債利子の不払いと抵当に入った土地を負債者に返還させ、元金以上の利子取り立てを禁じた。また同年負債救済法 (Bihar Scheduled Castes,

表IV カースト別ビハール州議会議席数

	州人口に占める割合	議席比率				
		1962	1967	1969	1975	1977
先進カースト	12.7	59.0	55.1	53.9	54.8	48.6
上位後進カースト	18.8	28.8	31.6	32.1	27.5	34.9
下位後進カースト	21.2	1.7	2.9	2.5	2.0	3.6
ムスリム	12.2	8.8	7.4	7.8	13.2	10.0
ベンガル人	2.4	1.7	2.9	3.7	2.5	2.8
指定カースト	13.8	0	0	0	0	0
指定部族	8.9	0	0	0	0	0
合計	100	100	99.9	100	100	99.9

(出所) Blair, 1980, pp. 65-67 より作製

Scheduled Tribes, Backward Classes & Denotified Tribes Debt Relief Act)

Relief Act) が題にし、この法律実施前後で、債権者との間でかねられた負債を理由とする労働契約を無効とした。75年になって負債契約労働廃止法 (Bonded Labour Abolition Act) が作製され、貧農民を救済する法律が整った。

これら一連の法律を楯に、ビハール政府は州のどこを捜しても負債契約労働者は存在せず、自由労働者よりも待遇の良い付属労働者がいるだけだと豪語した。⁽²²⁾ しかし76年ペラマウ県が独自に五八一人の負債契約労働者数を発表したことは州政府にとって青天の霹靂であり、政府の面目は丸潰れとなつた。それも当然のことである。62年から77年までの州議会の議席数を見ると、地主層の上位4カーストが75年まで半数以上を占めており、中間層の台頭はあるものの、指定カースト・指定部族の声は議会に達しておらず、⁽²³⁾ 为政者の意見を額目通りに受け取ることは出来ないからである。上限設定法で余剰地を貧農民に分配することは、先進地主カーストの持ち地を削ることを意味し、彼ら先進カーストがこの法の完全実施に当つて抵抗していることは容易に推測が立つ。それ故、法律の完全実施は問題を残すものとなつた。

IV 負債契約労働者の実態

負債契約労働者がいつ・どのように現わされたかは分つていい。

古代の奴隸制の変形ではなく、ある時期に現われて来たものと考えられている。今日のダルバンガ県に相当するミチーハ(Mithila)

地方の古記録(1791年)によれば、奴隸とは別に負債契約労働者はニシタラベーラ(Nistarapatra)と呼ばれ、期日までに借金の返済が出来ず、自分の妻を抵当に入れなことが記されている。その後、この種の労働者の存在は英國人行政官の注目する所となり、一八四九年から97年まで、ペラマウ県を調査したスンデールは、カミア(Kamias)と呼ばれる農業労働者が、村の評定で日々の労賃を得、荷運の仕事は強制的で、一マイルにつき一ガルクプリ・ペイサ(gorukhpuri paisa・田111ペイサで1ルピー)支払われ、低い労賃で雇われていたことを報告している。⁽²⁷⁾ また一九〇七年の資料では、カミアは農奴であり、負債の返済まで村に留つて働く義務があり、その代償に家屋用の資材や敷地が与えられた。⁽²⁸⁾ 26年の資料はカミアの賃金を述べており、彼らは日々2・3カッチャ・シール(約六二・五・九四・三グラム)の穀物を、収穫期には稻16束につき一束、2日間で約四六八グラムの労賃を得ていた。⁽²⁹⁾ 55年の資料によると、村の大工が2ルピー、鍛冶屋が一二ルピーの報酬を得ているのに對し、農業労働者のそれは〇・一四六ルピーでしかなかつた。彼らを取り巻く状況が今日どう変わつたか、北ビハール平原の各県より順に見てゆこう。

ブルネア県は全地域の11%を地主が所有し、自ら耕作することなく、小作人か農業労働者を雇つて農業を営んでいる。農業労働者は三種に分れ、農繁期に口頭契約で雇われる付属労働者は日々の食事と月収25~40ルピー、更に25アールの土地を得ている。自由労働者は食事プラス・一キロの穀物で、他に鋤耕作期に3ルピー、

インドの負債契約労働者 (Bonded Labour) について

除草期に一ルピー、収穫期に14～16束の稻が超過手当として与えられる。これらの労働者に対し口頭契約の折に前借りをする負債契約労働者は日々の食事と固定給の75ペイサ～1ルピーの労賃しか得られない。⁽³²⁾ ナガール・プロックのバニアペティ村 (Baniapatti) のアクル・チャマール (Aklu Chamar) は、74年バニア帳を取り出して、二二九ルピーの前借りのあることを指摘した。地主は村の有力者で村内に三一・二五ヘクタールの土地を持ち、3人の息子に管理させていた。アクルは借金を差し引いた三〇七ルピーの支払いを要求したが、地主はそれを拒み、アクルの願いを聞かないとため、アクルはブルネアの法廷に訴えた。これを聞いた地主は彼を解雇し、ブルネアーサハルサ間の公道の使用を禁じ、上訴した。アクルは現在自由労働者となつたが、係争は継続しており、彼は裁判の経費を稼がなければならなくなつた。⁽³³⁾

バトナ県では六七・一%が農業就業者で、その内五一・六%が農業労働者である。ハルワハ (Halwaha) と呼ばれる労働者の貸金は法廷で決められ、二・二五～一・五キロの米と〇・六キロの炒り豆 (Sattu)、一分の一エーカーの土地が支給され、現金に換算すると一日四・五～五ルピーとなる。⁽³⁴⁾ マネール・プロックのゴバルプール村 (Gopalpur) の人々はこの法廷賃金を得られなかつたので、村内の農作業を放棄して、5キロ離れたバトナ市内の建

設現場へ出稼ぎに行つた。村では当然農作業に支障が生じ、地主は怒つて建設現場に出向き、負債契約労働者を運行した。それで怒りは治まらず、指定カースト地区を襲い、6人の労働者を殺し、一軒の店を破壊する蛮行を働いた。⁽³⁵⁾

ナーランダ県にも三種の農業労働者がおり、自由労働者は一日2～5キロの米が与えられる。付属労働者は一年契約で一キロの米、一分の一キロの精米、他に土地も与えられる。一方バンドュア (Bandhua) と呼ばれる負債契約労働者は〇・七五キロの米だけで、朝7時から夜9時まで働かされる。ラム (Ram, G.) は結婚費用にラージブートから二百ルピー借りた。父も祖父もこの地主の所で働いていた。一日七五〇グラムの穀物が与えられ、収穫期には二・五～三・五キロの割増しがあるものの、25年間地主のもとで働いても、自由労働者になるためには四千ルピー払わなければならない。

ガヤ県は51年センナスによると、県人口の83%が農業就業者で、地主は〇・八七%、農業労働者は二六・八%にのぼる。⁽³⁷⁾ シャンカルプール村 (Shankarpur) の人口は一〇二三人で、15カーストから成る。可耕地は九一三・八四エーカー、その内灌漑地はわずか四・一九エーカー（約〇・四六%）にすぎない。ラージブートが経済的にも人数的にもドミナントで、村内6軒の店内、5軒を経営している。負債契約はラージブートとブイニヤとの間で交わされ、カルナータカ州のホレール・カーストの「ミルク飲み儀式」のような形式的手続きをなく、子供が働ける年頃になると、

表V Shankarpur 村の土地所有関係

カースト名	0	1~ 4.99	5~ 9.99	10~ 14.9	15~ 24.9	25~ 49.9	50~ (エー 一当り)	計
Rajput	0	0	15	12	10	10	6	53
Brahmin	0	5	4	4	0	2	0	15
Ahir	8	4	3	0	0	0	0	15
Kahar	1	3	0	0	0	0	0	4
Hazam	0	1	0	0	0	0	0	1
Lohar	0	4	2	0	0	0	0	6
Barhi	1	1	0	0	0	0	0	2
Kumhar	3	1	0	0	0	0	0	4
Tamori	2	0	0	0	0	0	0	2
Dom	1	0	0	0	0	0	0	1
Dusadh	1	0	0	0	0	0	0	1
Dhobi	1	0	0	0	0	0	0	1
Halwai	1	0	0	0	0	0	0	1
Bhuinya	47	3	0	0	0	0	0	50
Muslim	1	0	0	0	0	0	0	1
合 計 世 带	67	22	24	16	10	12	6	157

(出所) Lal, p. 24.

ブイニヤの子は親が働いている地主 (Malik) の許に出向き、家畜番をする。牧童 (Gorkhia) の報酬は 4 アーレの地か約 40 キロの穀物である。彼が結婚する時には、地主が彼に二着のドーティ、二枚のサリー、40 キロの精米を支給するほか、家屋の資材や敷地も与える。契約は親から子へと世襲され、負債契約労働の身分はブイニヤにとってカースト成員権と同様に生得的である。彼及び彼の家族成員は地主の財産となり、地主が労働者 (Kamia) の労力を余分と感じたら、他への売却や貸し出しが可能である。例えば、71 年同村のあるラージプートは三百ルピーで他のラージプートにブイニヤを売却した。また 74 年には一七五ルピーでブイニヤが他のラージプートに売却されている。

また地主には労働者を抵当に入れる権利もある。数年前に同村のラージプートは他村のラージプートから借金をし、その担保にブイニヤを提供した。この新たな地主も金に困り、第三者の地主に手渡したが、三人目の地主はブイニヤに辛く当つたため、ブイニヤは元の地主に身請けを哀願した。一旦地主に雇われた労働者は逃亡も出来ず、逃亡しても地主の肩を持つ警官が逃亡者を連行したものだった。しかし独立後は地主にも警官にも逃亡者を連行する権利はなく、毎年 4、5 人が逃亡している。52 年ラージプートに雇われていたブイニヤが逃亡し、10 キロ離れた隣村の 15 エーカーの土地持ちのカハール (Kahar) に雇われた。元の地主はその情報を得るや10人の手勢を連れ、逃亡者の捕獲に乗り出した。ブイニヤは事前にこの知らせを聞き、新しい地主に協力を求める

インドの負債契約労働者 (Bonded Labour) について

表VI Shankarpur 村の労賃体系 (日当の穀物量)

職種	負債契約労働者	自由労働者
下準備	約1kg	約1kg
畠作	約530g	約750g
種蒔き	種40kgに付き500g	種40kgに付き500g
移植	約656g	約656gと1ルピー
除草	約578g	約750g
収穫	約3.75kg	
脱穀	480kgに付き40kg	

(出所) Lal. pp. 44-45.

表VII Chatti 村の土地所有関係

カースト名	0~2	2~6	6~10	10~ (エーカー) 一当り	計
Brahmin	3	14	7	1	25
Kaistha	0	0	0	1	1
Bhuiya	34	2	0	0	36
Barahi	3	0	0	0	3
Lohar	7	0	0	0	7
Kumhar	13	3	0	0	16
Kahar	2	0	0	0	2
合計世帯	62	19	7	2	90

(出所) Mundale, 1979, p. 47 より作製

と共に、駐在所に駆け込んで、事なきを得た。

この村の負債契約労働者は労賃を全て現物で払われる。しかも賃金は自由労働者のそれよりも低く、固定されている。就業時間の延長に伴う割増しもない。八分の一エーカーの土地が与えられるものの、労働者が死んだり、働きなくなると返還しなければならない。自由労働者が市場価格で自分の労力を高く売れるのに対し、負債契約労働者にはそれが許されない。しかも地主がその労働者を養うのは農繁期だけで、農閑期になれば労働者は歯を磨く

木 (Datwa) を売って糊口をしのがなければならない。しかも前借りの利子は、現金で 72%, 現物で 50% にのぼるため、一生返済の見通しは立たない。⁽³⁸⁾

ペラマウ県の全人口の 91% は農業就業者である。チャティ村 (Chatti) の人口は三五〇人で 7 カーストから成る。村の所有面積は 75 エーカーで、その内可耕地は 60 エーカー、灌漑地は 6 エーカーにすぎない。ブライミンは地主層で、世帯の 31%、耕地の 76%、灌漑地の 89% を占めている。ブイヤは農業労働者で、世帯の 41%、耕地の 13%、灌漑地の一・三% を持つにすぎない。負債契約労働者はセーバキア (Sevakaia) と呼ばれ、77 年までに六一三人が解放された。⁽³⁹⁾ この村の負債契約はブライミンとブイヤとの間で結ばれる。形式的な手続きはなく、子供が働けるようになると契約労働が始まる。スカン (Sukan, B.) は 10 才の時から地主の許で働いている。彼は結婚のため 80 キロの米と一組のドーティを主人より借り、以来負債契約労働者となつた。毎日夜明けに地主の所へ行き、一日中地主の命に従つて働く。年老いてからは家畜番にまわされ、労賃に約百二五グラムの炒り豆と約 46 グラムの穀物を得るだけである。地主はその間に富を蓄積し、初め一組の去勢牛と一頭の雌牛を数年で一四頭の家畜數に倍加した。また同村のバサント (Basant) は 75 年 16 才で負債契約労働者となつた。原因は結婚費用としてブライミンより約百二〇キロの米と 55 ルピーを借

りたことにある。一日10時間以上も働き、報酬として約46グラム

の米だけを得ている。しかも地主の許で働くのは8か月間で、残りの日を彼は道路工夫、穴掘り人夫となり、生計を立てているあたりさまである。

政府報告ではバラマウ県に負債契約労働者のいることが認められたが、バラマウ県のみならず、ブルネア県・ペトナ県・ナーランダ県・ガヤ県にも彼らが存在することは明らかであり、この事から彼らが増加傾向にあることも確かである。彼らが存在しうる

基盤がどこにあるか、次に見てみよう。

V 負債契約労働の役割

ムンドル (Mundle, S.) は77年にバラマウ県の25村60人を対象にサンプル調査を行った。リストアップされた負債契約労働者は11のカーストないし部族に分かれる。オラオン、ナゲシア、ムンダ、パラヒアは指定部族に入り、ブイヤ、ドゥシャド、ロハール、ガシー、カハール、チャマール、ガンジューは指定カーストに属す。

ムンドルの統計によると、負債契約労働者になるのはブイヤ出身が一番多く、半数近くを占めている。

カースト名	50未満	50~100	100~300	300~	計(%)
Bhuiya	4	9	12	4	29(48.3)
Dusadh	1	1	5		7(11.7)
Oraon		1			1(1.7)
Nagesia	1	3	2	1	7(11.7)
Munda	1		1		2(3.3)
Lohar	1		1		2(3.3)
Ghasi			2		2(3.3)
Kahar			1		1(1.7)
Parahia		1	3		4(6.7)
Chamar		1	2		3(5.0)
Ganju		1			1(1.7)
合計世帯	8	17	29	5	59(98.4)

(出所) Mundle, p. 106. より作製

表IX 前借りの用途 (ルピー当り)

種目	50未満	50~100	100~300	300~	計
結婚式	3	9	22	4	38
治療	1	3	3		7
葬式	1	2	2		5
自家消費	4	3	2	4	10
合計	9	17	29	5	60

(出所) Mundle, p. 108

負債金額は百~三百ルピーの間が一番多く、用途別に見ると、結婚費用のためが一番多い。負債契約労働者の38人（約63%）は結婚費用のためであり、次に自家消費のためが続く。自家消費のために負債を負う低所得者層にとって、結婚式を挙げることがどれほど大きな出費であるかを物語る。シャハバド県30村七二〇世帯を対象に家族構成を調査した報告によると、土地なし労働者世帯における未婚者の比率は他の世帯に比べ高い。⁴¹ それ故負債契約労働者が存続し増殖する背景に、地主と労働者との間で相互利益があると考えられる。ラル (Lal, A. K.) は地主と労働者の間に二重の利点があると言ふ。(1) 地主は、安くて必要な労働力が得られ、(2)肉体労働を回

避することで社会的威信を保つことが出来る。一方の労働者は、

得たことでしかないと言える。(43)

(1) 最低の生活が保証され、(2) 結婚式を挙げることで社会的責任を果すことが出来る。(42)

ただ最低の生活が保証されても、労賃は自由労働者のそれと比べ、はるかに少く、負債契約労働者は貯蓄の余力すらない。自由労働者との労賃格差は、日当で〇・三キロの隔たりがある。就業時間も自由労働者より約2時間長く、一時間当たりの賃金格差は60グラムになる。もし地主が自由労働者を雇うかわりに、負債契約労働者を農作業で雇えば、一時間当たり60グラムの穀物が浮き、一日に換算すると六七三グラム、一年に直すと一六〇キロの穀物が自然に地主の懷へ入ることになる。地主にとってこれはたまらない魅力であり、巧妙な手口で労働者を負債契約者に落とす策が、結婚費用の肩代りであると言えよう。

一方、負債契約労働者は地主に収奪され搾取されている。灌漑率が低く、生産力の低落した地域で、最低の生活が保証されることは、労働者にとって唯一の救いであり、農業以外に転職が許されなければ、この収奪搾取関係に入らなければならない。それ故、この関係を打破して自由を獲得することは飢えの自由を

取られたが、未だ政界は地主層を構成する上位4カーストに占められており、彼らの利害が複雑にからんで法律の完全実施を阻んでいる。しかし政府が76年、31県中26県で負債契約労働者を確認する委員会(Vigilance Committee)を設けたことは大きな前進と言える。ただ委員会を設けても、地主の報復を恐れて負債契約労働者が身分を申告したがらないのも事実である。しかし一旦申告し解放されたならば、バラマウ県ランカ・ロックの75人の様に、一人当たり2エーカーの土地と1組の牛、10キロの種、40キロの肥料が支給されており、この恩恵を欲するならば労働者は身分を申告すべきである。

また労働者も地主に対抗しうる組織や結束が必要である。既にパトナ県ではその動きが現われており、81年に最低賃金を求める農民組織(Bihar Pradesh Kisan Sabha)が出来た。11月の州全体集会では、(1)農民を統合し、帝国主義・封建主義の経済・政治・文化を打破し、(2)憲法で規定されても実現されていない市民権の確保が謳われた。各地でデモやストライキが行われ、チャマー・ル・ドゥサール・コライ・ムサハール出身の会員の間で共食が勧行され、会員数も増えて、平行政府(Parallel Government)と呼ばれるほどになった。しかし政府及びマスコミはナクサライト

インドの負債契約労働者 (Bonded Labour) について

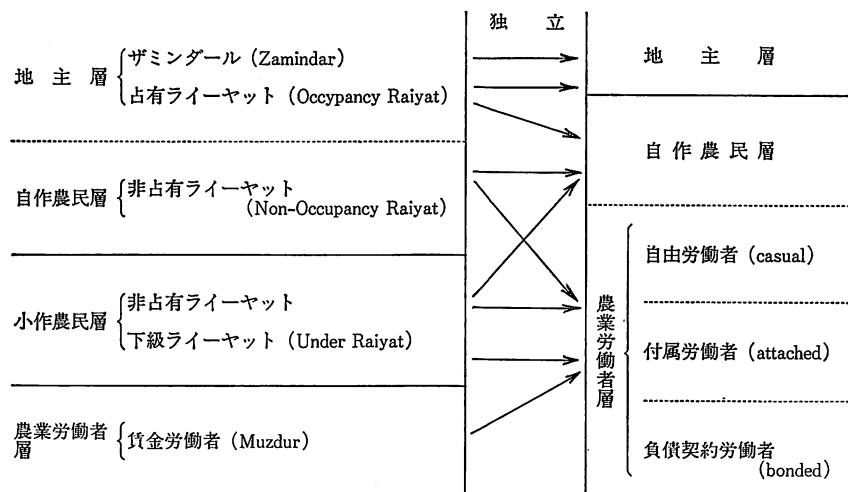
表X 労賃比較

	日 当	労働時間	時間当たり	雇用日数
自由労働者	1.75kg	9.25	0.189kg	182
負債契約労働者	1.45kg	11.22	0.129kg	239

(出所) Mundale, p. 114

VI 現状と課題

図I 農民層の変動



の温床と見なし、彈圧に乗り出していくたるだぬ、この組織の目標達成までにはまだかなりの時間がかかりやうやうである。しかもれ、政府の行政的措置が不徹底なため、農業労働者の間に三層の階層が現われ、その内の負債契約労働者が増殖していくことは確かである。しかも指定カースト・指定部族出身者がその最下層に入り、地主の耕地を耕す労力の一大供給源となつてゐるのも確かであるが、地主との間で相互利益の交換関係が成立するため、負債契約労働者は存続し、増殖していくと言ふべし。

註

- (1) 抽稿「マヌ・カーベーの変化と動か一準拠集団理論と抽引分析」『文明研究』1983, pp. 1-15.
- (2) 本トの論文は、後進階級の和頭を参照してある。Sengupta, N. 1979, "Caste as an Agrarian Phenomenon in Twentieth Century Bihar", Arvind Das, (ed.) *Agrarian Relations in India*, Manohar Publications, pp. 83-93.
- Blair, W. H. 1980, "Rising Kulaks and Backward Classes in Bihar: Social Change in the Late 1970s". *Economic & Political Weekly*, January, 12, pp. 64-74.
- Prasad, P. H. 1980, "Rising Middle Peasantry in North India," *Economic & Political Weekly*, Feb. pp. 215-219.
- (3) Alexander, K. C. 1979, "Some Characteristics of the Agrarian Social Structure in Bihar," *Journal of Social & Economic Studies*, vol. 7, p. 13.
- (4) Karna, M. N. 1975, "Agrarian Tension and Violence:

- An Exploratory Analysis," Journal of Social & Economic Studies, vol. 3, p. 28.
- (15) India, 1981, p. 8.
- (16) Alexander, K. C. 1979, op. cit. pp. 2—4.
- (17) Alexander, K. C. 1979, op. cit. p. 11.
- (18) 「^{アーネスト・ヘンリイー・ハーバー} (Bhave, V.) ジムの懶散者」は十地を奪ひ運動だ。品種改良による十地たゞ懶散者であるが、その結果、森林を伐採して耕地となつた。
- (19) Jannuzi, F. T. 1974, *Agrarian Crisis in India—I & II*, Economic & Political Weekly, January 9, pp. 25—48, pp. 106—146.
- (20) —, 1981, Report of the Commission for Scheduled Castes and Scheduled Tribes,—Land Reforms—pp. 20—64
- (21) Bonded Labour System (Abolition) Ordinance 1974
 負債契約労働とは古くより半ば強制的な契約を含むことから労働である。(2)賃借の及ぼすの利子を考慮し、(2)賃借が義務に従事する。(3)相続する。(4)経済を考慮し、(5)特定のカーベットに生れたたる。この結果、彼は(1)名目だけの賃金で一定期間が不定期間労働。(2)他の生計手段や雇用機会を束縛される。(3)他所へ移る自由を奪われる。(4)労働力、取引や市場価格や売買でめぐらなくなれる。(cf. Arvind Das, N. 1976, op. cit. p. 726)
- (22) 一九七〇年の政府見解によれば、彼らは(1)債権者、金融家から(2)一一日～〇・二日／ターレルの可耕地を一田一キロの穀物を支給され、(3)だすぐれ事がないまで債権者の所で働く。(3)職業的労働者であり、(4)債権者が労働
- (1) Prasad, P. H. 1976, "Poverty and Bondage" Economic & Political Weekly, vol. 11, p. 1269.
- (2) Rudra, A. 1974, "Semi-Feudalism, Usury Capital, Etcetera," Economic & Political Weekly, Nov. 30, p. 1997.
- (3) Prasad, P. H. 1980, op. cit. pp. 215—219.
- (4) India, 1981, pp. 380—381.
- (5) M. K. T. 1976, "Bonded Labour: Missing Numbers," Economic & Political Weekly, vol. 11, No. 52, p. 1983.
- (6) Padgaonkar, D. 1977, "Bonded Labour in India," Mainstream, Feb. 5, p. 12.
- (7) Arvind Das, N. 1976, "In Bonded Freedom," Economic & Political Weekly, vol. 11, No. 20, p. 726.
- (8) Devi, M. 1984, "Palamau in Bondage: For Ever?," Economic & Political Weekly, Apr. 21, p. 663.
- (9) Bhushan, S. 1977, "Bonded Labour: Freedom and After," Mainstream, vol. 15, No. 30, p. 10.
- (10) 現在の「カーベット」Khundit, Mundit, Mat, Sanjayat' nomic & Political Weekly, April 21, p. 663.
- (11) —, 1977, "Bonded Labour: Freedom and After," Mainstream, vol. 15, No. 30, p. 10.
- (12) Sonkia, Dharmaru, Sevakia, Kamioite, ヒンドゥー教徒 Sagri' イスラム教徒 Halir' オホーリ Gothic' カトリック教徒 Jeetham, Vetti' カトリック教徒 Nilupanam' マンダラ教徒 Vet, Beear' モハマド教徒 Harvah, Kamunia' ヒンドゥー教徒 Jana, Manjhi, Ijhard' ヒンドゥー教徒 (cf. Rao, G.S. 1981, "Bonded Labour in Telengana," Mainstream, vol. 14, No. 45, p. 21.)

スルナラニ世ノ體おだべニ實體せ體ムダシル、アマ田次

& Political Weekly, vol. 11, No. 37, pp. 1493—1495.

34

- スル區縣の實體本體ムダシル (cf. Sinha, A. 1975, "More Laws against Bonded Labour," Economic & Political Weekly, vol. 10, No. 14, p. 1601)
- (23) Sinha, A. 1975, ibid, p. 1601.
- (24) Blair, H. W. 1980, op. cit. p. 67.
- (25) Kotowski, G. G. 1961, "Der sozialökonomische Inhalt des Problems der Unberührbaren" Walter, R. (ed.) Die Ökonomische und Soziale Entwicklung India, Akademie Verlag, Berlin, p. 152.
- (26) Thakur, U. 1958, "Some Aspects of Slavery in Mithila in the 17 th—19 th Centuries," Journal of Bihar Research Society, vol. 44, No. 1, p. 51.
- (27) Roy Chaudhury, 1961, Bihar District Gazetters,—Palamu, p. 236.
- (28) Roy Chaudhury, 1961, ibid, p. 296.
- (29) 諸物の重キ及ぶ十地園積な地方ノムニ耕計の種ニヤホヘ
カニ、ハジマリテハムニテ=即○キル、ハニニス=11余の1半
口、ハナクスニ=1カ余の1ハニニス=即余の1ハニ
クニ=ハニニテ=即○キル。
- (30) Roy Chaudhury, 1961, op. cit. p. 296.
- (31) Roy Chaudhury, 1961, op. cit. p. 297—298.
- (32) Sachchidananda & Mandal, 1983, "Agrarian Relations; A Case Study of Purnea in Bihar," Man in India, vol. 63, No. 1, p. 10.
- (33) Sinha, A. 1976, "A Labour goes to Court," Economic & Political Weekly, vol. 11, No. 37, pp. 1493—1495.
- (34) —, 1981, Agrarian Unrest in Patna, Sheehee Prakashan Press, New Delhi, pp. 2—7
- (35) Sinha, A. 1977, "Murder of a Peasant Leader," Economic & Political Weekly, vol. 12, No. 31, pp. 1214—1215.
- (36) Iyer, K. G. 1976, "Bonded Labour in Two Villages of Bihar," Mainstream, Feb. 19, pp. 15—20.
- (37) Roy Chaudhury, 1957, Bihar District Gazetters—Goya, p. 138.
- (38) Lal, A. K. 1977, Politics of Poverty—A Study of Bonded Labour, Chetana Publications, New Delhi.
- (39) Roy Chaudhury, 1961, op. cit. p. 307.
- (40) Mundle, S. 1979, Backwardness and Bondage, Pauls Press, New Delhi, p. 125.
- (41) Sachchidananda, 1977, "Rural Family in West Bihar," Journal of Social & Economic Studies, vol. 5, No. 2, p. 175.
- (42) Lal, A. K. 1977, op. cit. p. 49, p. 86.
- (43) Mundle, S. 1979, op. cit. p. 112.
- (44) Padgaonkar, D. 1977, op. cit. p. 14.
- (45) Mundle, S. 1979, op. cit. p. 127.
- (46) Deshpande, A. 1981, "Bihar Landless Fight Back," Mainstream, vol. 20, No. 16, p. 30.